

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの
産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

V. ロシア

A. 概要

1 産業財産権法制

1. 1 産業財産権制度に関する法令

ロシア連邦民法典第4部第7編第72節(The Civil Code Part IV、2010年改正、2010年10月1日施行)(以下、民法典と記載する)の第1345条から第1407条に特許、実用新案、意匠の3制度がまとめて規定されている。また、第76節に商標が規定されている。日本語訳は特許庁が公開している¹。

2014年10月1月に施行された民法典第4部改正法の英訳版はまだ公開されていない。ロシア特許庁(以下、ROSPATENTと記載する)はロシア語で法律を公開している限り、英語版の公開の義務を負っていないことにもよる²。WIPOのホームページには、改正された条文が列記されている資料がアップロードされている³。

民法典第4部改正法に対応する規則は未だ公表されておらず、その公表予定は未定である。現在、ROSPATENTにおいて作成中であり、2015年10月に開催される国際会議で規則について詳細を議論するようである⁴。

なお、民法典第4部第7編には、以下の権利についての規定がある。

- ・ 第69節 一般規定(総則)
- ・ 第70節 著作権
- ・ 第71節 著作隣接権
- ・ 第72節 特許(発明、実用新案、意匠)
- ・ 第73節 新品種に係る知的財産権
- ・ 第74節 集積回路の回路配置(配置設計)に係る権利
- ・ 第75節 製造秘密に係る権利(ノウハウ)
- ・ 第76節 商号、商標、原産地表示
- ・ 第77節 単一技術体系内の知的財産の成果の利用権

また、民法典2014年改正の要点を「F. 最近の動き」に記載している。

1. 2 その他関連法令

(1) 行政規則

ROSPATENTのウェブサイトでは、以下の行政規則が公開されている。

¹ 特許庁 外国産業財産権制度情報

https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf(最終アクセス日:2015年2月19日)

² 現地事務所への調査結果

³ <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=14951>(最終アクセス日:2015年2月19日)

⁴ ROSPATENTへの調査結果

V. ロシア A. 概要

- ① ロシア連邦における発明に関する出願の受理及び審査、発明特許の付与及び審査に対する役割についての知的財産、特許及び商標に関する連邦サービス局の行政規則(2008年12月29日付けの教育科学省令第327号によって承認)

この行政規則は、業務の期間と順序(行政手続)、ROSPATENT 下部諸機関の相互関係、ロシア連邦における発明に関する出願の受理及び審査、発明に対する特許の付与に際しての個人及び法人への規則の適用について規定している⁵。

(2) その他

民法典の他に、産業財産権に関連する法令は以下のとおりである⁶。

- ・ 法律名：Administrative Offences Code 発行日：Dec 30, 2001
- ・ 法律名：Unfair Competition Law 発行日：March 22, 1991
- ・ 法律名：Criminal Code of the Russian Federation 発行日：June 13, 1996

1. 3 審査基準・ユーザーガイド

ROSPATENT のウェブサイトにおいて、ロシアの知財関連の審査基準を確認することができる。ウェブサイトはロシア語表記、英語表記を選択できるが、審査基準が閲覧できるのはロシア語版ウェブサイトのみである。いずれの審査基準もロシア語のみであって、英語の審査基準は公開されていない⁷。

(1) 発明の審査基準・ユーザーガイド

発明に関する出願審査のためのマニュアル(2011年7月25日付けロシア知的財産庁令第87号によって承認、2013年1月10日ロシア知的財産庁令第1号によって改訂)が公開されている⁸。

本マニュアルは、ロシア知的財産法及び行政規則第327号に基づき実施される発明出願の審査の秩序だった方法を確保するために作成されたものである⁹。

本マニュアルは、ロシア知的財産法及び行政規則における統一的な実務見解を提供することを目的としており、アドバイスの性質のものである¹⁰。

マニュアルには、行政規則において説明されている内容に加えて、審査の際に参考となる事例が含まれており、審査官が実際に審査を行う上での指針を示したものになっている。

⁵ 規則「I. Общие положения」(I. 一般規則)パラグラフ 1

⁶ 現地事務所への調査結果

⁷ 特許庁 新興国等知財情報データベース ロシアの知財関連の審査基準へのアクセス方法
<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/laws/4043/>(最終アクセス日：2015年2月19日)

⁸ ROSPATENT、明に関する出願審査のためのマニュアル、
<http://www.rupto.ru/rupto/portal/8043d103-306a-11e1-351c-9c8e9921fb2c>(ロシア語、最終アクセス日：2015年2月19日)

⁹ 平成25年度 AIPPI・JAPAN 調査「各国における特許の審査基準・審査マニュアルに関する調査研究」

¹⁰ ROSPATENT、発明に関する出願審査のためのマニュアル、「ВВЕДЕНИЕ」(はじめに)パラグラフ 1

(2) 実用新案の審査基準・ユーザーガイド

実用新案の審査に関するガイドライン(2009年12月31日ロシア特許庁令 No.196により承認)が公開されている¹¹。

(3) 意匠の審査基準・ユーザーガイド

意匠出願の審査に関するガイドライン(2009年3月31日ロシア特許庁令 No.48により承認)が公開されている¹²。

(4) 商標の審査基準・ユーザーガイド

ROSPATENT のウェブサイトでは、以下のガイドラインが公開されている。

- ① 商標及びサービスマーク登録のための出願審査において商品及びサービスの類似性を判断するためのガイドライン(2009年12月31日ロシア特許庁令 No.198により承認)¹³
- ② 同一性及び類似性の判断に関するガイドライン(2009年12月31日ロシア特許庁令 No.197により承認)¹⁴
- ③ 類似商標登録のための所有者の同意に関するガイドライン(2009年12月30日ロシア特許庁令 No.190により承認)¹⁵
- ④ ラベルや包装の表示の審査に関するガイドライン(2009年11月30日ロシア特許庁令 No.170により承認)¹⁶

2 産業財産権制度の管轄機関

ロシアにおいて、特許や商標などの産業財産権の法的保護及び活用の分野で管理・監督の機能を実行する連邦行政当局が ROSPATENT である¹⁷。

¹¹ ROSPATENT、実用新案の審査に関するガイドライン、
http://www.rupto.ru/rupto/nfile/0794fe64-3074-11e1-351c-9c8e9921fb2c/rec_pm.pdf(ロシア語)(最終アクセス日：2015年2月19日)

¹² ROSPATENT、意匠の審査基準・ユーザーガイド、http://www.fips.ru/sitedocs/rec_po.pdf(ロシア語)(最終アクセス日：2015年2月19日)

¹³ ROSPATENT、商標及びサービスマーク登録のための出願審査において商品及びサービスの類似性を判断するためのガイドライン、
http://www.rupto.ru/rupto/nfile/6b1ee5c0-3071-11e1-351c-9c8e9921fb2c/met_rec_tm.pdf(ロシア語)(最終アクセス日：2015年2月19日)

¹⁴ ROSPATENT、同一性及び類似性の判断に関するガイドライン、
http://www.rupto.ru/rupto/nfile/41661713-3072-11e1-351c-9c8e9921fb2c/metod_rec_tojd.pdf(ロシア語)(最終アクセス日：2015年2月19日)

¹⁵ ROSPATENT、類似商標登録のための所有者の同意に関するガイドライン、
http://www.fips.ru/sitedocs/rec_gk4.pdf(ロシア語)(最終アクセス日：2015年2月19日)

¹⁶ ROSPATENT、ラベルや包装の表示の審査に関するガイドライン、
http://www.fips.ru/sitedocs/rec_poligraf.pdf(ロシア語)(最終アクセス日：2015年2月19日)

¹⁷ The Federal Service for Intellectual Property <http://www.rupto.ru/rupto/portal/start?lang=en>(最終アクセス日：2015年2月19日)

V. ロシア A. 概要

ROSPATENT の職員数は 2,353 名であって、審査官は 886 名(特許・実用新案 607 名、意匠 45 名、商標 108 名)、審判官は 45 名、管理官は 200 名である¹⁸。ROSPATENT では、発明特許審査官は実用新案審査官を兼任して審査をしている¹⁹。

ROSPATENT はロシア連邦の経済開発省の下部組織であって、主な機能は以下の 4 つである。

- ① 産業財産権の出願審査の管理、監督並びに権利登録証の発行
- ② 産業財産権、産業財産分野のライセンス契約及び譲渡契約の登録並びに登録された産業財産権に関するデータの公開
- ③ 特許(年金／更新を含む)手数料及び登録料を支払う手続の遵守管理及び監督
- ④ 特許弁護士の認定及び登録並びにその法律で定める要件への遵守管理

また、ROSPATENT は 3 つの附属機関を管理している。

- ① 産業財産権機関 (FIPS)²⁰
あらゆる対象の出願の審査、特許付与及び商標登録並びに原産地名称、コンピュータ・プログラム、データベース及び集積回路の回路配置の登録に携わる特許審査官の部門
- ② 連邦知的財産保護機関 (FAPRID)²¹
- ③ 連邦知的財産アカデミー (RGAIS)²²

3 産業財産権制度の動向

3. 1 政策

(1) 発明制度の課題

ROSPATENT における現在の発明特許に関する課題は、次のとおりである²³。

- ・ 審査期間の短縮
- ・ 国内出願件数増大への審査対応
- ・ 審査の質の向上
- ・ 審査の均質化
- ・ 欧州特許庁(EPO)における実務との行政手続の調和

¹⁸ 2014 年 AIPPI アンケート調査結果より

¹⁹ ROSPATENT への調査結果

²⁰ Federal Institute of Industrial Property http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/main(最終アクセス日：2015 年 2 月 19 日)

²¹ Federal agency for legal protection of the results of intellectual activity of military, special and dual designation <http://www.faprid.ru/>(ロシア語)(最終アクセス日：2015 年 2 月 19 日)

²² Russian State Academy of Intellectual Property <http://rgiis.ru/>(ロシア語)(最終アクセス日：2015 年 2 月 19 日)

²³ ROSPATENT への調査結果

ROSPATENT は、EPO の多くの部門と、ロシアの特許制度と欧州の特許制度の相違点について継続的に議論を行っている。民法典の 2014 年改正がその結果である。この改正によって、方法論的なものを欧州の制度に近づけようとしている²⁴。欧州の制度との調和については意匠の分野においても議論を行っている。

(2) 実用新案制度の特徴

実用新案登録出願件数は比較的少なく発明特許出願の 1/3 である。海外からの実用新案登録件数は実用新案登録出願の全件数の 4 から 5% である。一方、発明特許出願では 35 から 36% である。

特許においてはすべての物及び方法が保護対象の発明とされるが、実用新案では装置についての技術的解決のみが保護される。

進歩性は保護要件とはされない。実用新案登録出願の実体審査は、方式審査を通過すれば自動的に開始される。この点は、実体審査を始めるために審査請求を必要とする発明特許出願とは異なる。

(3) 意匠制度の課題

ROSPATENT における現在の意匠制度に関する課題は、次のとおりである²⁵。

- ・ 審査期間の短縮
- ・ 国内出願件数増大への審査対応
- ・ 審査の質の向上
- ・ 審査の均質化
- ・ 国際条約への加盟

(4) 商標制度の課題

ROSPATENT における現在の商標制度に関する課題は、次のとおりである²⁶。

- ・ 審査期間の短縮
- ・ 国内出願件数増大への審査対応
- ・ 審査の質の向上
- ・ 審査の均質化
- ・ エンフォースメント関連法律の調和

また、ロシアの商標制度の見直しの予定はない²⁷。

²⁴ ROSPATENT への調査結果

²⁵ ROSPATENT への調査結果

²⁶ ROSPATENT への調査結果

²⁷ 現地事務所への調査結果

V. ロシア A. 概要

3. 2 利用促進・活用支援

産業財産権制度の利用促進のために、一般の利用者に対して行っている取組みとして、講習会・説明会の開催、ROSPATENT ホームページへの解説文書をアップロードがある。

また、産業財産権制度の利用促進のための金銭的な支援として、中小企業への出願及び登録費用の減免及び個人発明家の出願に対する費用支払いの軽減を行っている²⁸。

3. 3 模倣品対策

ROSPATENT は、模倣品対策に関して国内の関係機関(裁判所・税関・警察)と以下の連携を図っている。

- ・ 関係機関職員への産業財産制度に関する研修、インターンシップの提供
- ・ 関係機関によって企画される訓練プログラムへの ROSPATENT 職員の参加
- ・ 税関又は警察からの、被疑侵害品と知的財産権との対比に関する問合せへの対応

3. 4 主要な判決

(1) 特許

権利侵害に影響を与えた司法判断として、2007年12月13日の最高商事仲裁裁判所(The Supreme Commercial Court²⁹)による通達(No.122)がある。この通達により裁判所は次の判断を示した³⁰。

「同一又は均等な考案を独立請求項に記載した2件の実用新案特許が存在した場合、優先日が後の実用新案を当該実用新案特許権者が実施しても、その行為は優先日が早い実用新案特許権の侵害とはならない。ただし、後の実用新案特許が命令により取り消された場合はこの限りではない。」

この通達は、対立する2件の実用新案についてであるが、このような解釈は対立する2件の発明特許及び発明特許と実用新案特許についても拡張できるものと考えられる。

(2) 意匠

現状の意匠制度に大きな影響を与える判決はない³¹。

(3) 商標

商標制度に関する大幅な改正があったばかりなので、制度の運用に大きな影響を及ぼす判決はない³²。

4 国際協力

²⁸ ROSPATENT への調査結果

²⁹ <http://www.arbitr.ru/eng/sac/>(最終アクセス日：2015年2月19日)

³⁰ 現地事務所への調査結果

³¹ 現地事務所への調査結果

³² 現地事務所への調査結果

2014年12月11日には、ROSPATENTと欧州共同体商標意匠庁(OHIM)とが、ロシア連邦とEUとの商標と意匠制度の相違について研究及び議論を行うセミナーを開催した³³。また、最初のロシア意匠法制定から150周年を記念して、2014年4月24日にROSPATENTは、産業デザインの過去、現在、未来について議論する国際会議を開催した。このイベントは、ROSPATENTがWIPOとOHIMと協力して開催した³⁴。

³³ http://www.rupto.ru/press/news_archive/inform2014/press-release-OHIM-Rospatent_eng?lang=en(最終アクセス日:2015年2月19日)

³⁴ http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/science/po_150(最終アクセス日:2015年2月19日)

F. 最近の動き

1 ロシア連邦民法典 2014年改正について

2014年10月1日に、ロシアの産業財産権制度を規定する民法典第4部の2014年改正法が施行された(2014年3月12日付連邦法第35-FZ号「ロシア連邦民法典第1部、第2部、第3部、第4部および個別の連邦法の改正について」)。この2014年改正は、民法典第4部が施行された2008年から2012年までに発見された法律上の不備、各種国際制度とのハーモナイゼーション、WTO加盟(2012年)、特許法条約加盟(2009年)、商標法に関するシンガポール条約加盟(2009年)などに対応するためのものである。

2 改正の要点

2014年改正は、328ある条文のうち約半数の169に変更があり、新しい条文も7つ加えられる大きなものである。制度ごとに、重要な改正点を以下にまとめる。

2. 1 特許

- ・ 特許権の対象(客体)に、「特定の目的のための製品又は方法の使用」が追加された(第1350条第1項)。
- ・ 従属の発明、実用新案、意匠についての規定が新設された(第1358.1条)。従属の発明とは、日本でいう利用発明に近いものであって、先の優先日を有する他の特許の使用なしに使用できない発明のことをいう。
- ・ 先使用权は、現在使用されている同一の solution に対してのみではなく、equivalent feature によって異なる solution にまで拡大されることとなった(第1361条)。
- ・ 政府の承認により使用可能となる医薬品などの存続期間を最大5年間延長した(第1363条)。
- ・ 出願後の技術的効果の表現を変更できる範囲を制限した(第1378条)。実用新案、意匠も同様である。
- ・ 実体審査について、クレームされている発明は、当業者がその発明を実施できるように十分に開示されなければならない要件が審査されることが規定された(第1386条)。従来は、規則が規定していた。
- ・ 優先権証明書の提出が遅延した場合の規定が追加された(第1382条)。
- ・ 出願公開後の、情報提供制度が新たに規定された(第1386条第5項)。
- ・ 無効審判について、権利消滅後にも無効審判が請求できることとなった(第1398条)。従来は、権利の存続期間中のみ請求できた。実用新案、意匠も同様である。
- ・ 特許権が侵害された時の、権利者が損害賠償の代わりに請求できる補償金等の金額を新たに規定した(第1406.1条)。

2. 2 実用新案

- ・ 実用新案の先行技術として含まれるものの範囲が拡大し、優先日より前に世界で先んじて使用されているものを含むすべての情報が先行技術とされることとなった(第 1351 条第 2 項)。
- ・ 実用新案についてのみ、実用新案権の権利範囲から均等な範囲を除外した(第 1358 条)。
- ・ 実体審査が導入された(第 1390 条)。実体審査では、新規性、産業上の利用可能性及び十分な開示(サポート要件)の充足性が審査される。従来は、方式審査のみであった。
- ・ 実用新案のみ存続期間の延長登録制度が廃止された(第 1363 条)。
- ・ 単一の実用新案のみ出願可能であることを規定した(第 1376 条)。従来は、単一性の要件を満たす複数の実用新案をまとめて出願できた。

2. 3 意匠

- ・ 従来、出願時に必要であった「意匠登録請求の範囲」の提出が廃止された(第 1352 条)。
- ・ 「意匠登録請求の範囲」の提出が廃止されたことに伴い、工業意匠の保護の範囲は、表現物に反映される本質的特徴によって定義されることとなった(第 1354 条)。
- ・ 意匠権の存続期間についての規定が変更された(第 1363 条)。最長の権利期間は 25 年のままである。従来は、存続期間 15 年と延長期間 10 年であった。改正後は、存続期間 5 年と延長期間 5 年ごと、合計で 25 年までである。
- ・ 新規性喪失の例外規定が適用される期間が、6 か月から 12 か月に延長された(第 1352 条)。

2. 4 商標

- ・ 出願公開後の情報提供制度が新たに規定された(第 1493 条第 1 項)。

V. ロシア F. 最近の動き

参考資料

概括表

項目	I. ブラジル	II. メキシコ	III. コロンビア	IV. インド	V. ロシア
A. 概要					
法律	特許	産業財産法 (法律9,279号、 1996年5月14日施行、及び法律第 10,196号、2001年2 月14日施行)	アンデス共同体決議 第486号 (2000年9月14日付 発効)	特許法(2005年4月4 日法律第15号改正)	ロシア連邦 民法典第4部 (2014年10月1月 施行)
	実用新案			制度なし	
	意匠			意匠法(2000年5月 12日法律第16号改 正)	
	商標			商標法(2010年9月 21日法律第40号改 正)	
規則	特許	規範命令 30/2013(2013年12 月4日施行)、 規範命令 31/2013(2013年12 月4日施行)	①Superintendency Internal regulations for Industrial Property matters, ②Surveillance of Industrial Property Rights ③Law No. 256, 1996 (Unfair competition rules)	特許規則(2005年12 月30日S.O.1844(E) 号改正)	発明に関する出願の 受理及び審査、発明 特許の付与及び審査 に対する役割について の知的財産、特許 及び商標に関する連 邦サービス局の行政 規則(2008年12月29 日付けの教育科学省 令第327号によって 承認)が公開されてい る。
	実用新案				
	意匠	規範命令 13/2013(2013年12 月4日施行)	産業財産規則 (1994年11月23日発 行、2011年10月6日 改正)	意匠規則(2008年 S.O.1460(E)号改正)	
	商標	決議142/2014 (2014年11月27日施 行)		商標規則(2002年2 月26日付 GSR114(E)号改正)	

項目	I. ブラジル	II. メキシコ	III. コロンビア	IV. インド	V. ロシア
特許	特許審査基準(2002年版、2013年版)、コンピュータプログラム関連審査基準、バイオテクノロジー及び医薬品分野における審査基準	公開されていない。	特許性、知財庁内の手続についての審査基準が公開されている。	医薬品、コンピュータ、バイオテクノロジー、伝統的知識及び生物由来物質についての審査基準が公開されている	発明に関する出願審査のためのマニュアル(2011年7月25日付けロシア知的財産庁令第87号によって承認)が公開されている。
実用新案	実用新案審査基準(2012年11月7日施行)	公開されていない。	登録可能性、知財庁内の手続についての審査基準が公開されている。		実用新案の審査に関するガイドライン(2009年12月31日ロシア特許庁令No.196により承認)が公開されている。
意匠	公開されていない。	公開されていない。	公開されていない。	審査手順、手続についての審査基準が公開されている。	意匠出願の審査に関するガイドライン(2009年3月31日ロシア特許庁令No.48により承認)が公開されている。
商標	商標審査基準(2012年12月11日施行)	公開されていない。	公開されていない。	方式審査、実体審査についての審査基準が公開されている。	商品及びサービスの類似性判断のためのガイドラインなどが公開されている。
審査基準					

項目	I. ブラジル	II. メキシコ	III. コロンビア	IV. インド	V. ロシア
特許	特許制度(発明特許・実用新案特許を含む)を説明した特許出願ガイド(2008年版)が公開されている。	特許及び実用新案の出願人向けのユーザーガイドをIMPIホームページからダウンロードすることができる。特許と実用新案の違い、出願から特許登録までの流れ、出願の方法など、基本的な事項が網羅されている。	特許出願、PCT出願、オンライン手続き、出願人の手続きについてのガイドラインが公開されている。	出願手続やPCT出願について、出願人向けeLearningが公開されている。	審査のためのガイドラインは公開されているが、出願人向けに特別に作成されたガイドラインはないようである。
実用新案		実用新案出願、PCT出願、オンライン手続き、出願人の手続きについてのガイドラインが公開されている。			
意匠	INPIのホームページ上で意匠の出願の手順に関する説明が掲載されている。	意匠の出願人向けのユーザーガイドをIMPIメキシコ産業財産権庁ホームページからダウンロードすることができる。	意匠についてのユーザーガイドが公開されている。	有意匠登録について、出願人向けeLearningが公開されている。	
商標	商標登録、維持に必要な手続や審査手順についての商標マニュアルが公開されている。	IMPIホームページから、出願手続、先行商標の検索方法、登録維持手続についてのガイドがダウンロードできる。	商標についてのユーザーガイドが公開されている。	有商標登録やマドプロについて、出願人向けeLearningが公開されている。	

ユーザー
ガイド